

第 34 期目録委員会記録 No.7

第 7 回委員会

日時：2013 年 11 月 30 日（土）14 時～17 時 10 分

場所：日本図書館協会

出席：原井委員長、木下、河野、田代、津田、鴫田、平田、古川、本多、渡邊

<事務局>磯部

[配布資料]

1. 第 II 部各ユニット（または各グループ）の共通構成案（1 ページ-A4、原井委員長）
2. 第 II 部 資料に関する記録 ユニット E 責任表示（基礎レベル）（14 ページ-A4、木下委員）
3. 資料に関する記録 ユニット F 版に関する事項（9 ページ-A4、本多委員）
4. 既作成資料の未検討箇所（3 ページ-A4、古川委員）
5. 序文・総説・記述総則本文案（15 ページ-A4、原井委員長）
6. 構成案（2 ページ-A4、原井委員長）
7. 情報源一覧（3 ページ-A4、原井委員長）
8. 条項番号、条項名（2 ページ-A4、田代委員）
9. 本則、別法、任意規定等の扱い（4 ページ-A4、田代委員）
10. 「資料種別」関係条文案について（12 ページ-A4、田代委員）
11. 「資料種別」関係条文案について（8 ページ-A4、田代委員）
12. 第 II 部 資料に関する記録 ユニット B 資料種別（9 ページ-A4、田代委員）
13. 付録 A 表現種別、機器種別及びキャリア種別の組合せの例（3 ページ-A4、田代委員）
14. 付録 B 「日本目録規則 1987 年版改訂 3 版」の資料種別に対応する表現種別の組合せ例（2 ページ-A4、田代委員）
15. 第 II 部 資料に関する記録 ユニット X 継続資料の順序表示（4 ページ-A4、原井委員長）
16. CiNii Articles 検索- 中央公論 126 2（3 ページ-A4、田代委員）
17. NDL 雑誌記事索引\_複層\_中央公論 201102 号（3 ページ-A4、田代委員）
18. 公益社団法人日本図書館協会 委員会通則（案）（計 3 ページ-A4、事務局）
19. 公益社団法人日本図書館協会委員会委員の交通費に関する規程（案）（5 ページ-A4、事務局）
20. 第 34 期目録委員会記録 No.5
21. 第 34 期目録委員会記録 No.6（案）
22. 目録委員会（2013.11.30）の配布資料一覧

## [報告事項ほか]

### 1. 議事録の確認

第6回委員会の記録案（資料21）について確認した。

### 2. 書誌調整連絡会議について

2014年2月28日（金）にNDLで行われる書誌調整連絡会議について、目録委員会からの参加者の調整を行った。調整の結果、鵜田委員が参加することとなった（未確定）。その後、鵜田委員が参加することが確定した。

### 3. 日本図書館協会目録委員会「『日本目録規則』改訂におけるNDLとの連携について」の原稿について

校正作業が終了し『図書館雑誌』2013年12月号に掲載されることになった。同内容の記事が「カレントアウェアネス-E」（248号、E1496）に掲載されている。

### 4. 日本図書館協会委員長会議の報告

資料18、19に基づき、以下の報告を受けた。

- ・公益法人への移行にあたり、規程類の整備の一環として委員会ごとの通則を作成してほしいとの依頼があった。作成に対する具体的な検討は、ひな形が作成されてから行うことを確認した。
- ・委員会参加に伴う交通費の扱いについて報告を受けた。

### 5. NDLからの検討資料について

NDLから資料8-14を受け取った。これらの資料について次回の委員会で検討する。

- ・資料8における条項番号の扱いについて、それがNCRあるいはRDAの番号体系によるものなのかが区別できた方が作業効率上便利ではないかという意見があった。この意見はNDLで再検討することになった。

### 6. II部各ユニット（または各グループ）の共通構成案の確認

資料1の内容を確認した。「1.1.1」と「1.1.2」の表記については「1.1 記録の範囲」、「1.1.2 記録の方法」とする。

## [検討事項]

### 1. NCR改訂について

各担当委員から資料に基づいた説明があり、意見交換を行った。

<全般に関わることについて> ※今後検討すべき内容も含む

・NCRの規定に含まれる「(古)」という表記について

- 1987年版改訂3版では和古書や漢籍を想定していたものの、明記されていなかった。「古典籍」とすると、西洋ものも含まれてしまうので、別の語にすべきである。
- 現時点では対象としている資料が和古書のみ、漢籍のみ、和古書と漢籍の両方を含む場合に対して、「(古)」のような省略形は使わず、それぞれ「和古書」、「漢籍」、「和古書・漢籍」と表記することにする。

・転記する際の記号の扱いについて

- RDAで資料に表示されている通りの記号を使用することが原則となっているか、確認する。RDAはエレメント間の記号は定めていないものの、エレメント内で使用する記号を決めている場合がある。

・NCRにおけるスペース( )の扱いについて

- ISBDで定められているスペースに対して「」を用いている一方で、NCR独自の暗黙のルールとして、無記号で空白を入れている(例：昔噺 人買太郎兵衛： オペラ)。この扱いについて、転記の原則に対する説明の中で述べた方がよいと思われる。
- これまで「」としていた各例示で示されているスペースを明記する必要があるのかについても検討する必要がある。

(1) 責任表示(資料2)

・E.0.1 記述の目的

- 資料1に基づき、「記録の目的」とする。
- 説明文内の「著作の識別上、責任表示はタイトルとともに重要な役割を果たすので、(以下、省略)」を「責任表示は資料の識別上タイトルとともに重要な機能を果たす。」とする。
- 説明文内の「役割を示す語句」を「その資料との関連を示す語句」とする。

・E.1 責任表示の記録

- 見出しを「責任表示」とする。
- 「E.1.1 範囲」と「E.1.2 選択」の内容はひとまとめにできる。その際に、何を責任表示とするのか、どのような形を選ぶのか、どの情報源から情報を入手するか(全体に関わる内容の場合)は、それぞれ「E.1.1 範囲」、「E.1.3 記録の方法」、「E.0.2 情報源」で説明する。個々のエレメントに関わる情報源の説明は、該当箇所でも説明する。

#### ・ E.1.1 範囲

- 説明文内の「著作の関与のしかた、役割を示す語句」を「その資料の内容への関連を示す語句」とする。このようにしたのは、出版者は範囲に含めないというように責任表示の範囲を明確にするためである。
- 演奏者を「E.1.1 範囲」の中を含めるかどうかについては保留する。
- RDA では、演奏者、ナレーター、演技者は重要と思われる場合に責任表示として記録する。しかし、何を根拠に重要であるとみなすのかが不明である。このことは「E.1.1 範囲」の内容とも関わる。RDA でも演奏者をどのように（どこで）扱うのか結論が出ていないので、今後の推移を見守る。

#### ・ E.1.5 省略

- 団体名の冒頭に表示されている法人組織等を示す語について、NCR では省略することになっている。一方、RDA では任意削除の規定となっている（本則は表示されている通りに記録する）。RDA の方針に従い、表示通りに書くことを本則とし、省略する記録方法を別法として扱うことになった。
- 以上の決定に伴い、「E.1.3 記録の方法」で別法として説明する。その際に「ただし、例外として以下のような場合は省略しない」という部分は削除する。

#### ・ E.1.6 複数の名称の記録

- 役割が前で行为主体が後の場合の記号について、決める必要がある。イコールは並列関係の要素を記録する場合に使われる記号であるため、好ましくない。このことは、転記する場合の記号の扱いとも関係した問題といえる。現時点では、NCR 2.7.3.2 の例示に従って「:」を用いることにする。

#### ・ E.1.6 別法 1

- 説明文内の「2 または 3」「3 または 4」の表記をそれぞれ「3」「4」とする。これにより「2 または 3 以上までのときはそのまま記録し、3 または 4 以上のときは、(以下、省略)」は「3 までのときはそのまま記録し、4 以上のときは、(以下、省略)」とする。

#### ・ E.1.8 記録[の]順序

- 記録と順序の間に「の」をほかの表記にあわせて入れる。
- 録音資料に関する記録の順序について、RDA では、表示通りの順序で記録することを原則とし、順序に問題があると思われる場合には、論理的な順番で記録するとされている。検討の結果、現時点では録音資料に対する記録の順序は削除することにした。ただし、この順序で記録した例としてバッハの例を残しておく。

・ E.1.9.1

- 漢籍における補記について、今のところ任意規定としている。今後この規定を削除するかどうかの検討が必要である。

・ E.2 並列責任表示の記録

- 説明文内の「同じ言語」を「対応する言語」とする。
- 楽譜の例として挙げられている「イタリア歌曲集 = Arie antiche italiane / 編集畑中良輔」を削除する。
- 並列責任表示についての説明（複数の言語で表示されている場合にどちらの言語を責任表示あるいは並列責任表示とするか）を E.1.2 で前もって説明しておく必要がある。

・ E.3 異形責任表示の記録

- 説明文を「異なる言語や読みなどで表示されている、責任表示に選ばなかった表示を記録する」とする。

・ E.5 責任表示に関わる字句で記録しない表示

- 見出しを「責任表示として記録しない個人、家族、団体」とする。
- 説明文を「責任表示として記録しない個人、家族、団体を必要に応じて注記する」とする。この文章は「責任表示として記録したものの、異なる言語や読みなどの形を異形責任表示として記録する」という表現も考えられる。

・ E.6 総合タイトルのない資料

- 案ではこれまで付録扱いとしていたが、本体部分に入れた方がよいと思われる。どちらにするかは保留する。
- 説明文が記録の順序を示す内容になっている点を修正する。
- 本タイトル、タイトル関連情報、責任表示に対する並列タイトル、並列タイトル関連情報、並列責任表示を対応させることを明記する。ただし、記録の順序までは踏み込まない。
- 例（「交響詩《ドン・ファン》」）で使われている記号「《》」について、表記通りに書くのか別の書き方をするのかについても検討が必要である。
- 各著作に共通の責任表示について、著作の数だけ記録するか、一つとするかについても検討が必要である。

(2) 版表示（資料3）

・ F.1.1 記録の目的

- 必要な部分を「F.0.1 記録の目的」（通則）へ移動し、F.1.1 自体を削除する。

• F.1.2.3 継続資料

- 説明文内の「版表示として扱わないものには、次に挙げるものがある。」を「次に挙げるものは、版表示として扱わない。」とした方がわかりやすい。ほかの説明文でも同様のことがいえる。

• F.1.3.1 他の書誌的事項と結合している版表示

- 説明内容が「記録の範囲」に該当すると思われる。「記録の範囲」で説明するのであれば、見出し自体が必要なくなる。
- 「記録の範囲」では「本タイトルとタイトル関連情報（の一部）として記録したものは、版表示として記録しない」とする。

• F.7 内容を伴わない版表示

- 内容により「通則」、「記録の範囲」で説明する。
- 資料別による説明について、条項番号とは「E.1.2A」「E.1.2B」とし、「E.1.2.1」「E.1.2.2」とはしない。
- 複数種類の資料にあてはまるような例は通則で説明する。
- その資料特有と思われる内容（例えば、楽譜における「中声用」）については別の項目として扱った方がよい。

• 並列特定の版（付加的版）にのみ関係する責任表示の扱いについて

- 現時点ではエレメント化しない。

• 版に関する事項で使われる漢数字の扱いについて

- そのまま書くかこれまで通りアラビア数字に直すかどうかを決める必要がある。本則にしなかったものは別法として扱う。

2. そのほか

• 資料4に基づき、以下のような意見があった。

- NCR1.0.2.5 「単行単位の集合」は「単行資料の集合」ではないか。
- 増刷時に変更する。

• 資料5について、以下のような意見があった。

- 「A.4 記録のタイプ」は「A.4 記述のタイプ」ではないか。
- 目次を示した方がよい。記載の順序は作業の手順に沿ったものがよい。作業の手順は、以下のようなものではないか。

記述対象を決める→記述のタイプを決める→表現形を記録→個別資料を記録→著作を記録→表現形を記録→資料にかかわる行為主体を決める→典拠形を決める→関連

を張る→所蔵レコードを付ける

- 見出しの中に「別法」という表現を使うのはどうか。

次回以降の委員会の予定（※2014年1月以降は仮決定）

12月21日（土）

- 資料種別
- 継続資料の順序表示
- 全体構成案（NDLからの回答）

2014年1月25日（土）

- タイトル

2014年3月1日（土）

- 責任表示
- 版
- 注記

2014年3月29日（土）